

令和4年第2回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和4年6月21日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告（町長・教育長）

第 5 同意第 3号 新冠町教育委員会委員の任命について

第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 7 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 8 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 9 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について

第10 報告第 3号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について

第11 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について（令和3年度新冠町一般会計
予算繰越明許費繰越計算書）

第12 議案第25号 新冠町税条例等の一部を改正する条例について

第13 議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

第14 議案第27号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

第15 議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

第16 議案第29号 財産の取得について（新冠町コミュニティバス購入）

第17 議案第30号 財産の取得について（新冠町立認定こども園通園バス購入）

第18 議案第31号 令和4年度新冠町一般会計補正予算

第19 議案第32号 令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

第20 議案第33号 令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

第21 議案第34号 令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

第22 議案第35号 令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予
算

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番 武田 修一 君	2番 中川 信幸 君
3番 秋山 三津男 君	4番 氏家 良美 君
5番 但野 裕之 君	6番 竹中 進一 君
7番 長浜 謙太郎 君	8番 酒井 益幸 君
9番 須崎 栄子 君	10番 芳住 革二 君
11番 堤 俊昭 君	12番 荒木 正光 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町長	山本 政嗣 君
教育 長	奥村 尚久 君
総務課 長	佐藤 正秀 君
企画課 長	佐渡 健能 君
町民生活課 長	谷藤 聡 君
保健福祉課 長	鷹背 寧 君
産業課 長	島田 和義 君
建設水道課 長	関口 英一 君
建設水道課 参事	寺西 訓 君
農業委員会事務局 長	山谷 貴 君
会計管理者兼税務課 長	今村 力 君
診療所 事務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム 所 長	竹内 修 君
町有牧野 所 長	工藤 匡 君
管理課 長	湊 昌行 君
社会教育課 長	新宮 信幸 君
総務課 総括主幹	小林 和彦 君
企画課 総括主幹	下川 広司 君
町民生活課 総括主幹	三宅 正俊 君
保健福祉課 総括主幹	八木 真樹 君
税務課 総括主幹	小久保 卓 君
産業課 総括主幹	曾我 和久 君
建設水道課 総括主幹	磯野 貴弘 君
管理課 総括主幹	伊藤 美幸 君

管理課総括主幹
社会教育課総括主幹
社会教育課総括主幹
代表監査委員

楫川聡明君
佐々木京君
坂元一馬君
岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長
議会事務局総括主幹

田村一晃君
三宅範正君

(午前9時58分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和4年第2回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告致します。
議事日程はお手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、須崎栄子議員、10番、芳住革二議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月27日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月27日までの7日間とすることに決定をいたしました。
お諮りいたします。議案等調査のため6月22日、23日及び6月25日、26日の4日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。
よって6月22、23日及び6月25日、26日の4日間休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。
町長からお手元に配付のとおり議案の提出がありましたので報告をいたします。
次に、一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告についてはお手元に配付したとおりですのでご了承を願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告行をいます。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和4年第2回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ議員各位には、時節柄何かと御多用の中御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和4年第3回臨時会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策等についてご報告いたします。まず、対策本部会議の開催状況についてですが、町では、これまでも報告しておりますとおり、令和2年2月26日に新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以来、規模を縮小のうえ、連日、定例の本部会議を開催し、管内における新規感染者の発生状況等の確認、情報の共有と町内で感染者が確認された場合、速やかに対応や対策が講じられるよう体制を維持し、現在に至っております。現在の感染状況につきましては、新型コロナの感染が国内で初めて確認されてから2年数カ月経過するわけですが、当町における感染者数は本年5月末までで228人となっており、この内、本年に入ってから197人、率にして86.4%と、ほとんどが今年に入ってからという状況です。特に、5月の1カ月だけで146名と急拡大いたしました。6月に入ってから20日現在7名の感染が確認されておりますが、これまで、幸いにして罹患者が重症化したという報告は受けてございません。新規感染者は、全国的に減少傾向にあり、社会・経済活動の活発化とともに、日常生活におけるマスク着用などの感染防止対策の一部は、緩和の方針が示されておりますが、基本的な感染防止対策に変更はございませんので、町民の皆さんには、感染しない、感染させないことを念頭に置かれまして、引き続き感染防止対策を実践されるようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてご報告いたします。まず、5月31日現在におけるワクチン接種状況であります。町民全体で対象者が5059名に対し1回以上接種されている方が4270名で接種率では、84.4%となっております。年代別では、5歳から11歳の小児ワクチンは2回接種のワクチンで、接種率は26%であります。12歳以上を対象とするワクチン接種は3回目までの接種体制を整えており、3回目まで接種された方の接種率は、10代が40%弱、20代が50%台、30代が60%台、40代が70%台、50代以降は80%台となっております。若年層の接種率が低い傾向にあります。次に4回目接種の開始につきましてご報告いたします。4回目接種の対象者は3回目接種から5か月経過された60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾

患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方とされており、6月25日より集団接種を開始することといたしました。

接種券につきましては、3回目の接種から5か月経過された60歳以上の方々へ6月13日より順次送付を始めており、20日よりコールセンターにて予約受付を開始いたします。また、基礎疾患等をお持ちの方々につきましても6月下旬より受付開始するよう準備を進めております。最後に、使用ワクチンにつきましては3回目と同様にモデルナ及びファイザー社製を使用することとしております。以上、新型コロナウイルス感染症対策等についてのご報告といたします。

次に、第26回にいかっぷふるさと祭りの中止についてご報告いたします。去る4月28日に、にいかっぷふるさと祭り実行委員会が開催され、本年7月16日、17日に開催が予定されていましたが第26回にいかっぷふるさと祭りの中止が決定されました。にいかっぷふるさと祭りは、令和2年及び3年の2カ年にわたって新型コロナウイルス感染症を理由に中止されており、多くの町民の皆さまが本年の開催を心待ちにしていたことと思います。しかしながら、実行委員会開催時においては、新型コロナウイルス感染症の罹患者数は、依然多く、更には日高管内における罹患者数は、増加傾向にあったことから開催について慎重な意見が多く、また屋外の飲食を中心としたお祭りであることなどを総合的に考慮し、実行委員会において中止が決定されたものでございます。町といたしましては、この度の実行委員会の決定を、防疫を優先した責任ある判断と捉えると同時に、実行委員会が今後進める次年度開催に向けた早期の協議に関しては町も協働して取り組んで行く所存ですので、ご理解をお願いいたします。

次に、第三セクター株式会社新冠ヒルズの解散及び清算に係る取組み経過についてご報告いたします。平成10年7月30日に設立した株式会社新冠ヒルズは、新冠町温泉宿泊施設レ・コードの湯及びホテルヒルズを運営する第三セクターとして当町の観光施策の中心的役割を担ってきました。しかしながら、事業環境あるいは社会情勢が変化中、将来展望の喪失と社会的責任を果たすために、解散の道を選択したことは、これまで議会報告してきたところです。去る3月29日に、レ・コード館で開催された株式会社新冠ヒルズ臨時株主総会では、総株主32名中、過半数の議決権を有する11名の株主が出席し、解散に係る議案が出席株主全員の賛成をもって可決されました。発行済総株式の過半数の議決権を有する町としても、解散の趣旨等を理解し、賛成をしたところでございます。解散決議を終えた株式会社新冠ヒルズは、清算株式会社として債務と残存資産の整理といった清算手続きを進めており、全ての手続きを終え、決算報告を行う定時株主総会は7月中旬に開催される旨の説明を受けております。また清算手続きにおいては、町に対し過年度負担分の精算と資産買取について支援の求めがあり、設立者として責任を果たすべきとの考えから求めに応じることとして、本定例会において補正予算として提案することとしておりますので、よろしくをお願いいたします。ご報告したように株式会社新冠ヒルズは、およそ2週間後には清算手続きの全てを終え、24年の歴史に幕を下ろします。この間、町

の観光施策の柱としての役割を担い、まちづくりへの貢献は計り知れないものがあったと考えています。しかしながら、新冠ヒルズが自社の経営実情を真摯に受け止め、会社の意志として解散の道を選択したことを町として支持し、そして後押しするべきことであるとの私の考えは、今も揺るぎございません。その上で、これまで、議会の寛大な理解とご協力によって、社会的責任を果たすことができていることに、改めて感謝申し上げますとともに、最期の清算手続きにつきましても特段のご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、J R 日高線踏切撤去工事についてご報告いたします。昨年4月1日から日高管内の公共交通は、鉄道からバス交通へと全面転換されたことに伴い、交通手段の利便性向上に対する町民の期待が大きいと認識しております。しかしながら、コロナ禍においては、公共バスの利用を嫌われる方が多いこと、また現状では、未だ利用者ニーズを把握しきれていないことなど、改善の余地が残る状況であるとも考えております。今後においても改善に向け、管内各町、北海道そして関係事業者と協議取組みを進めて参ります。また鉄道廃止後の町内においては、廃線に係る踏切が、町道で6箇所、道道で1箇所存置され、地域住民からは、早期の踏切撤去と路面舗装を求める声が数多くございました。しかし、踏切撤去・路面舗装工事は、J R 北海道からの拠出金によって町が実施することとなるため、実施する工事の在り方について、各町とJ R 北海道との間で協議を繰り返してきましたが、全町での合意には至らず、各町個別協議とされたところです。当町は、地域の声を重視し、線路の早期撤去により、交通環境の改善を図るため、J R 北海道の提示に基づき簡易舗装工事で実施することといたしました。工事概要といたしまして、対象となる町道踏切は、節婦市街地で4箇所、新冠市街地で2箇所の合計6箇所で、総工事費は、1133万円となり、概ねJ R 北海道からの拠出金で賄われます。いずれの工事費も本定例会において補正予算として提案することとしておりますので、よろしくお願いいたします。また、道道1箇所につきましては、北海道から今年度は現地調査及び設計を実施し、来年度に工事を実施したい旨の情報提供があったところでございます。バス転換後の公共交通に係る協議は、交通手段の確保だけでなく、鉄道周辺環境の改善も含めた協議となりますことから、町民皆さんが環境改善を実感できる様、取組みを進めて参る所存です。

次に、太平洋沿岸海域における赤潮被害対策についてご報告いたします。昨年9月中旬以降に太平洋沿岸海域で発生した赤潮は、秋サケやウニを中心に甚大な漁業被害をもたらしました。ツブヤタコ等への影響など未だ全容が見えない状況でございますが、根室から釧路、十勝、日高管内の太平洋沿岸16市町における令和4年2月末日現在の漁業被害額は81億9千万円となっております。この赤潮被害に対しましては、被害を被った2市14町長が迅速に連携し、国や北海道、各政党に対する漁業者支援の要請を重ねてきたほか、関係する行政機関及び漁業協同組合等との一体的な取り組みとして、北海道及び振興局単位にそれぞれ対策協議会を設け、赤潮被害に関する情報の共有や被害対策等について協議を進めてまいりました。これまで、国や北海道からのご支援とご理解、関係各位の働きか

けにより、漁業者に対する直接支援といたしまして、既往債務の償還猶予や実質無利子となる運転資金の融資対応など金融面での経営支援のほか、国費ベースで15億円規模の「北海道赤潮対策緊急支援事業」が予算措置され、北海道が主体となりダイバーや水中カメラによる被害実態の把握や赤潮の発生予察手法の開発、水産生物に対する毒性の影響調査、広域モニタリング体制の構築に着手をして頂いており、その成果については、北海道が策定を予定しているロードマップに盛り込まれることになっております。また、本事業には漁業者自らが実施する岩盤清掃など漁場環境の回復や魚介類の生残率調査など漁場環境の把握活動等への補助メニューが用意され、当町におきましてはツブ・タコを対象魚種とした漁場環境調査活動に係る費用が補助対象に認められました。事業費総額は約3200万円で、このうち国の負担が70%、残る30%を北海道と町がそれぞれ15%ずつ負担し、町費負担分にはその8割が特別交付税で措置される仕組みとなっております。なお、本事業に係る補正予算について本定例会で提案することとしておりますので、よろしくお願いいたします。なお、北海道の取り計らいにより、被害を受けた16市町に代わり、北海道にふるさと納税の代理受付を実施していただきました。全国から温かいメッセージとともに寄せられた寄附金は、全体で941件、総額は3400万円を超えました。このうち当町には43件、178万6007円が届けられ、令和4年度当初予算におきまして水産業振興費に充当し、町単独事業として実施する赤潮対策への漁業者支援事業に活用させていただくこととしております。このたびの赤潮発生原因とされるプランクトンカレンニア・セリフォルミスに対しましては、被害発生海域において継続的なモニタリング調査が実施され、令和4年2月以降には調査海域を全道域に拡大するなど監視体制が強化されております。また、現状では各海域において未検出の状況が続いておりますが、夏場に向けた海水温の上昇とともに再び発生する懸念がございますし、資源回復にはまだまだ長期間を要しますことから、本年4月21日に2市13町長とともに北海道、北海道議会及び自民党道連を改めて訪問し、赤潮被害に対する継続支援を求めてきたところであります。今後におきましても関係機関や漁業協同組合、地元漁業者等との連携を密に図り、適正な対応に努めてまいりたいと存じます。

最後に今定例会に提案しております案件ですが、人事案件4件、報告案件2件、一般議案6件、令和4年度各会計補正予算5件を提案することといたしております。それぞれ提案する際には、具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよ。よろしくお願いいたします。行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、令和4年第一回定例会以降の教育行政に関わってご報告申し上げます。

はじめに、町立小学校統合準備委員会の設置についてでございます。教育委員会では、令

和3年7月に策定いたしました新冠町小学校統合計画に基づき、令和6年4月1日に新冠小学校と朝日小学校を新冠小学校に統合する準備を進めておりますが、本年度、設置を予定しておりました町立小学校統合準備委員会は、本年4月28日に、新冠小学校と朝日小学校のPTA代表者各3名、町立小中学校教職員各3名、合計15名の委員を委嘱した上で、第1回目の会議を開催したところでございます。この準備委員会は、児童保護者が不安なく安心して統合できますよう、通学バスや災害対応などの課題や懸案事項の検討協議及びその調整を図るために設置したものでありまして、全体会のほか、交流学习や学校行事など教育計画に関わる事項を所掌する教育計画部会、学校備品や文書整理など校務整理に関わる事項を所掌する校務部会、保護者間の交流やPTAの組織運営に関わる事項を所掌するPTA部会の3部会で構成し、令和5年10月を目途に課題や懸案事項の協議を深め、円滑な統合を推進することとしております。本年度においては、4回の全体会と各部会会議を開催する計画でありまして、協議や検討状況につきましては、広報誌等で周知するなど、引き続き保護者や地域の皆様に丁寧な説明に努めてまいりますとともに、議会にも折をみて報告させていただく所存でございます。

次に、社会教育事業の実施状況について申し上げます。1月下旬から発令されておりましたまん延防止等重点措置が終了した3月22日以降、町内の感染状況を考慮し、各文化団体やスポーツ団体等の活動を行ってまいりました。また、町民の生涯学習機会を提供しております社会教育事業も、感染対策を講じ、可能な限り参集や対面する従来の形で実施することで取り進めているところです。今年度に入り、いきいき大学の学習会や町民スポーツ教室、児童館や放課後子ども教室の特別事業など、昨年度は延期や中止を余儀なくされた事業も概ね計画どおりスタートすることができ、今後も順次開催する予定となっております。レ・コード館の町民ホールを活用したコンサート事業では、コロナ禍以降は無観客による動画配信事業や少人数の観客に限られていたところですが、徐々に多くの観客を集めた事業も再開され、先月には新冠中学校の卒業生2名が所属しております札幌国際情報高校吹奏楽部のコンサートが行われ、楽器を演奏しながら踊る高校生の演奏や新冠中学校吹奏楽部との合同演奏もあり、来場した約150名の観客は久しぶりに聴く生の音楽や初めて観る演奏スタイルに魅了されておりました。これまで町民ホールにおける観客の入場定員につきまして、町独自に厳しく制限して参りましたが、先週の14日にシンガーソングライターの森山直太郎さんのコンサートが全国ツアーの一環として開催されるのを機に、国の基準通りの定員の100%まで制限を緩和しての試行実施を行い、国等のガイドラインに基づき感染対策を検証し、今後の事業実施に繋げることとしております。

講演会事業のプラスワンセミナーにつきましては、2年間開催を断念しておりました。コロナ禍で閉塞的な社会が続く中、町民に活力を与えることができるよう、話題性が高く学習要素も多い講師の選定に向け調整しておりましたところ、北京オリンピック銀メダリストとして全国的に非常に注目が集まっておりますカーリングチームロコ・ソラーレを招聘できることとなりました。応援が秘める力とコミュニケーションが生む力と題して、今

月28日にプラスワンセミナーを開催することで準備を進めております。

新型コロナウイルスの感染拡大から2年が経過し、現在は全国的に感染が減少傾向にありますことから、マスク着用をはじめとした基本的な感染対策も徐々に緩和されている状況にありますが、引き続き感染状況に応じた対策を講じながら、コロナ禍における適切な施設運営と事業運営に努め、町民の生涯学習機会を提供して参りたいと存じます。

以上で、第2回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第3号

○議長（荒木正光君） 日程第5、同意第3号、新冠町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第3号、新冠町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。新冠町教育委員会委員の任命に当たり、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

同意を求め方は、新冠町字本町101番地の5にお住いの佐藤和枝さんで、昭和48年12月19日生まれの会社員の方でございます。このたびの任命は、本年6月24日付をもちまして任期満了となります佐々木貴司さんの後任委員として、保護者枠での位置づけとなります。佐藤さんはお子様2人いらっしゃいますけれども、お子様が小中学校時代には、学校行事にも積極的に参加されるなど教育熱心で、保護者仲間からの信望も厚く、教育環境向上のために保護者の立場から地域と教育とをつなぐ役割を担う上で適任と判断いたしまして、任命の同意を求めますのでございます。

以上が同意第3号の提案理由でございます。提案どおりご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第3号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって同意第3号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎日程第6 諮問第1号及び日程第7 諮問第2号

○議長（荒木正光君） 日程第6、諮問第1号、日程第7、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

人権擁護委員であります諮問第1号の田外清さん及び諮問第2号の扇谷勉さんにつきましては、本年9月30日をもって任期満了となりますけれども、引き続きお二方を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

田外清さんは平成19年から、扇谷勉さんは平成22年からそれぞれ人権擁護委員として熱心に活動を重ねられておられますけれども、共に人権問題に関する見識を深く忠実公正公平さを兼ね備えた方々であり、当職に責任と判断をいたしまして、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

以上が諮問第1号、第2号の提案理由でございます。提案どおりご決定賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより諮問第1号についての採決を行います。

お諮りいたします。諮問第1号は原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって諮問第1号は原案を適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第2号についての採決を行います。

お諮りいたします。諮問第2号は原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって諮問第2号は原案を適任とすることに決定をいたしました。

◎日程第8 諮問第3号

○議長（荒木正光君） 日程第8、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについてを議題といたします。

武田修一議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

諮問第3号についての提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 諮問第3、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員であります武田明美さんは、本年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同人を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づきまして議会の意見を求めるものでございます。

武田さんは平成28年から人権擁護委員を務めておられますが、精力的に活動を展開されており、人権問題に関する見識も深く忠実公平さを兼ね備えた方であり、当職に適任と判断し引き続き人権擁護委員として推薦をいたしたく議会の意見を求めるものでございます。

以上が諮問第3号の提案理由でございます。提案どおりご決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより諮問第3号についての採決を行います。

お諮りいたします。諮問第3号は原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって諮問第3号は原案を適任とすることに決定をいたしました。

◎日程9 報告第2号

○議長（荒木正光君） 日程第9、報告第2号、例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より、例月出納検査の結果報告がありましたので質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思っております。

◎日程10 報告第3号

○議長（荒木正光君） 日程第10、報告第3号、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長

○企画課長（佐渡健能君） 報告第3号、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの令和3年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和4年度事業計画及び予算に関する書類を別紙のとおり提出するものでございます。

お手許に配付の報告第3号資料によりご説明します。当該資料につきましては、さる5月27日開催の株主総会において承認、可決されたものでございます。

主な内容について説明させていただきます。2ページをお開きください。令和3年度事業報告について、概要を申し上げます。三段目通期の項目、主に1行目から4行目までの記載になります。概略を申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大による影響で、依然として入込は低下しているものの、乗馬クラブは対前年約650万円の事業収入の増、道の駅はふるさと納税返礼品のワイン売り上げが好調ということもあり、約4700万円の事業収入の増でホロシリ乗馬クラブ総体では5350万円の事業収入増加であり、結果として1億5259万円という過去最高の売上高を計上し、今期の経常利益は104万5761円、当期純利益は71万5872円を計上してございます。

次に第30期の決算状況についてご説明いたします。4ページの貸借対照表をご覧ください。貸借対照表資産の部、流動資産計6635万176円、固定資産計127万3648円、資産合計6762万3824円です。負債の部、流動負債計994万2525円、負債合計も同額です。純資産の部、株主資本計5768万1299円、純資産合計も同額です。負債と純資産の合計は、資産合計と同額の6762万3824円です。次に5ページの損益計算書をご覧ください。表右欄が金額の計です。純売上高合計1億5259万1151円、売上原価9221万1650円、販売費及び一般管理費6159万8937円、営業損失は、121万9436円となっておりますが、今期においては、受取利息のほか北海道の特別支援金などの雑収入があり、営業外収益は229万7060円、そこから法人税等の営業外費用を差し引いた当期純利益は、下段に記載のとおり71万5872円となっております。次のページ、6ページが販売費及び一般管理費の内訳です。7ページが製造原価報告書となっております。

次に、飛びますが13ページをお開きください。13ページは、令和4年度事業計画についてです。概要を申し上げます。冒頭2行目から3行目に記載ありますように、人流について回復傾向にあるものの、コロナ禍以前に戻るにはまだ時間がかかると考えられるとしつつも、4行目にありますとおりふるさと納税返礼品の需要は好調に推移していることから今期は、増収を見込んでいます。事業計画として、以下の段に記載あります隣接施設との連携強化をはじめ6項目の事業展開を計画し、健全経営に努めるとしてしています。

次に15ページをお開きください。収支予算に係る見積損益計算書の総合です。会社全体の見積損益計算書です。ページの半ばから上段、収入の部、右から2つ目の欄、令和4

年度予算の収入合計は、1億8545万円、前年実績対比3056万2千円の増。ページ半ばから下段、支出の部ですが、右から2つ目の欄、令和4年度予算額の合計が1億8397万円となっており、前年実績対比2976万円の増、令和4年度益金は最下段の欄にあります148万円で、前年実績対比80万2千円の増となっています。16ページは、乗馬クラブの見積損益計算書。17ページは、道の駅の見積損益計算書です。説明は省略させていただきます。

以上が報告第3号、有限会社にいかっふホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてです。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第3号については報告のとおり受理することといたしたいと思います。

◎日程11 報告第4号

○議長（荒木正光君） 日程第11、報告第4号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 報告第4号、繰越明許費繰越計算書について提案理由を申し上げます。令和3年度新冠町一般会計予算の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。繰り越した事業につきましては、本年第2回臨時会及び第1回定例会の補正予算において議決いただいたものでございます。

次ページをお開き願います。令和3年度新冠町一般会計繰越明許費繰越計算書です。2款総務費、1項総務管理費、番号制度対応システム改修事業273万3千円は、住民基本台帳法の一部改正による転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修事業で、国の補正予算により全額国庫補助で実施するものですが、本年3月に交付決定となり年度内完了が見込めないことから事業費全額を繰り越したものです。3款民生費、1項社会福祉費、新冠町アイヌ政策推進事業1億3282万3千円は、コロナ禍におけるウッドショック等を起因とし、請負業者における工事資材等の入手遅延により年度内の事業完了が見込まれないことから繰り越したものです。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業1060万円は、事業期間が令和4年9月30日まで受付となっていることから、執行未済分を繰り越したものです。5款農林水産業費、1項農業費、水利施設等保全高度化事業302万5千円は、太陽及び美宇地区の営農用水施設整備事業に係る執行残、及び農道保全対策事業負担金234万円は芽呂地区道営農道保全対策事業に係る執行残で、いずれも北海道より事業の進捗を図るための要請を受け翌年度へ繰り越したものです。食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業15億4488万5千円は、株式会社日高食肉センターが実施する食肉加工施設の増築事業で、国の補正予算に係る間接補助事業ですが、交付決定が本年3月のため年度

内完了が見込めないことから事業費全額を繰り越したものの。9款教育費、2項小学校費、新型コロナウイルス感染症対策事業154万円及び3項中学校費、新型コロナウイルス感染症対策事業85万1千円は、国の補正予算に係る補助金を活用し、引き続き感染症対策として学習環境整備事業を実施するものですが、年度内完了が見込めないことから事業費全額を繰り越したものです。事業費の合計金額17億6860万1千円のうち、16億9879万7千円を令和4年度に繰越しており、これらに係る財源内訳は掲載のとおりです。

以上が報告第4号、繰越明許費繰越計算書の提案理由です。ご審議賜わり報告のとおり承認下さるようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより報告第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終決いたします。

報告第4号については、報告のとおり受理することにいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時13分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程12 報告第25号

○議長（荒木正光君） 日程第12、議案第25号、新冠町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 議案第25号、新冠町税条例等の一部を改正する条例について新冠町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするものです。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただきます、お手元に配布しております議案第25号資料により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。

始めに提案理由ですが、令和4年度税制改正の大綱に沿って、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日施行の部分については、新冠町税条例を専決処分により一部改正を行い、5月16日開催の第3回臨時会において報告・承認を受けたところでありますが、施行日が令和5年1月1日以降の部分について今

回、所要の改正を行うものでございます。

次に改正内容ですが、今回は第1条で個人町民税関係が7点、納税証明書等の住所欄の記載関係が3点、第2条で個人町民税関係が2点ございます。

最初に第1条「新冠町税条例の一部改正」でございます。(1)個人町民税関係です。①扶養親族申告書の記載事項及び確定申告書の付記事項等に係る見直しですが、配偶者の合計所得が133万円以下の場合、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となりますが、所得税の場合は退職所得を含めた額で対象の有無を判断し、住民税の場合は退職所得を含めない額で判断しているため、所得税と住民税で配偶者控除等が異なる場合があることから、給与支払者に提出する扶養親族申告書、確定申告書に配偶者が有した退職所得を記載することとし、賦課課税に必要な情報を確実に把握できるようにするものです。②公的年金等控除における合計所得金額の取扱いに係る見直しですが、平成30年度改正において公的年金等控除について、合計所得に応じて控除額を減少させる仕組みが創設されたが、合計所得に退職所得を含めた金額で公的年金等控除額を算出するため、退職所得を把握するのに相当の労力を要していたが、この問題に対応するため、住民税に適用される公的年金等控除の算出には、退職所得を含まない合計所得を用いる見直しを行ったもの。併せて、公的年金等支払者に提出する扶養親族申告書に一定の配偶者及び扶養親族を有する者について、提出義務を追加させる改正を行ったものです。③住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しですが、個人住民税における住宅ローン控除は、所得税の住宅ローン控除の適用を受ける者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税から控除する仕組みです。所得税の住宅ローン控除改正に伴い、個人住民税においても適用期限を令和20年度分までと延長し、控除限度額を所得税の課税総所得金額の7%から5%に見直しをしたものです。所得税における主な改正について、表中段に記載しておりますので、後程ご覧ください。④優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例についてですが、租税特別措置法第37条の9の規定が削除されたことに伴う条文整理を行いました。⑤上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得に係る課税方式の一致についてですが、現在、上場株式等の配当所得等は、課税方式が3つあり、所得税と個人住民税でそれぞれ別の課税方式を選択することが可能となっています。また、株式譲渡所得についても、2つの課税方式があり、配当所得と同様にそれぞれ別の課税方式を選択することが可能となっています。これについて、金融所得課税は、所得税と住民税が一体として設計されてきたことを踏まえて、課税方式を所得税と一致させることとするものです。⑥特例適用配当等及び条約適用配当等に係る申告方式

についてですが、特例適用配当等及び条約適用配当等に係る個人住民税の課税の特例を適用する場合は、特例適用配当等申告書を町民税の納税通知書が送達されるまでに提出する必要がありましたが、これを確定申告書に適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用するよう改正するものです。⑦地方税法等の改正に伴い、条文の整理をしたものです。なお、施行日は、①から④は令和5年1月1日で、⑤から⑦は令和6年1月1日です。(2)納税証明書等の住所欄の記載についてですが、①納税証明書、②固定資産課税台帳、③固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書等の住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないとする法律改正に伴い、改正するものです。施行日は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2項に掲げる規定の施行の日です。

次に第2条、新冠町税条例の一部を改正する条例の一部改正です。これは、扶養親族申告書の部分が改正されたことから、令和3年6月に議決いただいた新冠町税条例の一部を改正する条例の規定の一部を修正する必要が生じたことから改正するものです。(1)個人町民税関係です。①扶養親族申告書の改正に伴い、令和3年改正条例の規定の整備を行ったものです。②地方税法の改正に伴い、令和3年改正条例の附則の条文整理を行ったものです。なお、施行日は、①が令和5年1月1日、②が令和6年1月1日です。

次に附則でございますが、施行期日の関係ですが、この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとし、第1号は、第1条の(1)⑤の上場株式等の配当所得等及び譲渡所得に係る改正規定、⑥の特例適用配当等及び条約適用配当等に係る改正規定、⑦の条文整理、第2条の(1)②の条文整理に係る改正規定及び附則第3条第3項の施行期日を定めており、令和6年1月1日から施行するものです。第2号は、(2)①から③の納税証明書等の住所欄の記載関係に係る改正規定と附則第2条並びに附則第4条の施行期日を定めており、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2項に掲げる規定の施行の日(令和6年4月1日)から施行するものです。納税証明書に関する経過措置ですが、(2)①の住所に代わる事項を記載した納税証明書の交付は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に交付する証明書から適用するものです。

第3条 町民税に関する経過措置で、第1条の規定による(1)①の扶養親族申告書は、令和5年1月1日以後に支払を受けるべき給与の支払者に提出する申告書について適用し、令和5年1月1日前に支払を受けるべき給与の支払者に提出した申告書については、なお従前の例によるものです。第2項は、(1)②の扶養親族申告書は、令和5年1月1日以後

に支払を受けるべき公的年金等の支払者に提出する申告書について適用し、令和5年1月1日前に支払を受けるべき公的年金等の支払者に提出した申告書については、なお従前の例によるものです。第3項は、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。第4条固定資産税に関する経過措置で、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の(2)②の住所に代わる事項を記載した固定資産課税台帳の閲覧は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる固定資産課税台帳の閲覧について適用する。第2項は、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の(2)③の住所に代わる事項を記載した固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付は、同号に掲げる規定の施行の日以後に交付される証明書から適用するものです。

以上が議案第25号、新冠町税条例等の一部を改正する条例の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第25号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決を行います。

お図りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程13 報告第26、日程第14、議案第27号、日程第15、議案第28号

○議長（荒木正光君） 日程第13、議案第26号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。日程第14、議案第27号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。日程第15、議案第28号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第26号北海道市町村総合事務組合格約の変更について提案理由を申し上げます。本案は、当町が加入する一部事務組合である北海道市町村総合事務組合へ令和4年1月に設置された上川中部福祉事務所組合が新たに加入することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約の変更について協議するため提出するものです。新旧対照表でご説明いたしますので、2ページをお開き願います。別表第1上川総合振興局30の項中30を31に改め、上川広域滞納整理機構の次に、上川中部福祉事務組合を加え、別表第2の9の項中上川広域滞納整理機構の次に上川中部福祉事務組合を変えます。1ページに戻りまして、附則でございます。附則として、この契約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

次に議案第27号に移ります。議案第27号北海道市町村退職手当組合格約の変更について提案理由を申し上げます。本案は、当町が加入する一部事務組合である北海道市町村退職手当組合へ令和4年4月1日に設立された上川中部福祉事務組合が新たに加入することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に、北海道市町村退職手当組合格約の変更について、協議するため、提出するものです。新旧対照表でご説明いたしますので、2ページをお開き願います。別表（2）一部事務組合及び広域連合の表の上川管内の項中富良野広域連合の次に上川中部福祉事務組合を加えます。1ページに戻りまして、附則でございます。附則としてこの規約は、地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行するものです。

次に議案第28号に移ります。議案第28号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について提案理由を申し上げます。当町が加入する一部事務組合である。北海道町村議会議員公務災害補償等組合へ令和4年4月1日に設立された上川中部福祉事務組合が、新たに加入することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について協議するため提出するものです。新旧対照表でご説明いたしますので、2ページをお開き願います。別表第1中に上川中部福祉事務組合を加えるものです。1ページに戻りまして、附則でございます。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上が議案第26号北海道市町村総合事務組合格約の変更について、及び議案第27号北海道市町村退職手当組合格約の変更について、並びに議案第28号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についての提案理由でございます。ご審議賜り提案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第26号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第26号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
- 議長（荒木正光君） 全員挙手であります。
よって議案第26号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第27号に対する質疑を行います。
発言を許可いたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第27号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
- 議長（荒木正光君） 全員挙手であります。
よって議案第27号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第28号に対する質疑を行います。
発言を許可いたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第28号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
- 議長（荒木正光君） 全員挙手であります。
よって議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程16 報告第29号

○議長（荒木正光君） 日程第16、議案第29号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長

○企画課長（佐渡健能君） 議案第29号、財産の取得について、次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由をご説明申し上げます。本議案に係る財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める予定価格が1000万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決を要する取得であり、議会の承認をいただいた後、同財産を取得しようとするものでございます。

議案書をご覧ください。1取得する財産及び数量です。(1)名称、マイクロバス。(2)数量、1台。(3)型式は、三菱ふそうトラック・バス株式会社製ローザ2RG-BG740GBADです。(4)性能、3000CC。6速オートマチック4WD。(5)定員は、29人です。2取得の目的です。新型コロナウイルス感染症対策事業（新冠町コミュニティバス）と記載させていただいています。詳細を申し上げます。町内生活路線バスであるコミュニティバスは、現在マイクロバス2台をもって運行してございます。いずれも総走行距離が56万キロを超え、一部車両は老朽化による故障の発生が著しい状況にあります。この度、地方創生臨時交付金が新型コロナウイルス感染症対策として交付されることから、コミュニティバス利用者の感染防止を図り、かつ円滑な運行体系を築くために、この度購入することとしたものです。3取得金額は、1104万4000円です。4契約の相手方は、新冠郡新冠町字中央町5番地の28、株式会社伊藤商会、代表取締役伊藤健一です。

以上が議案第29号、財産の取得に係る提案理由です。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第25号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 今回のこの取得にあたって、入札に参加した業者と、それから車のメーカーについては、何らかの指定等はなかったのかについてお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 参加していただいた業者につきましては4社。そして1社辞

退。すいません。ご案内、参加案内した業者につきましては4社。そのうち1社辞退し3社の競争入札によって決定してございます。指定した仕様につきましては、今回提案しました、それぞれの名称型式に基づいたものでございまして、今手元には詳細はございませんが、マイクロバスとしてコミュニティバスの使用に耐える内容として、仕様を指定させていただきました。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） メーカーのことまでもここで言及するのはいかがかと思えますけれども、あの大型バスやトラックについて、まあ大手としては3社あるんですよね。日産あつ日産でなく日野、イスズ、FUSO、その他に日産も有るわけですけども、そういったメーカーの中でFUSOに対する総合評価ってのはあまり高くないんですよね。最近FUSOもベンツ社との提携もあつて、大分良くなつてきているようでございますけれども、かなりの差があります。そこでその、そんな中でやっぱり価格で対比するとどうしてもFUSOに落ちて、決まってしまうわけですけども、そういった評価なんかもやはり入札のときに考慮に入れるべきではないかと思えますけどいかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 今回の指定に当たりましては、4WDっていう仕様を指定させていただきました。と申しますのも、冬期間における上り坂、下り坂につきましては、安全な走行を心がけるためにも4WDは必須ということでございまして、この条項につきましては指定をさしていただいております。国内で生産されている同型のバスにつきましては、4WDでもって生産されている物は、当該車両だけというふうに確認されております。以上の理由からこのような仕様になつてございますことをご理解いただきたい。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

中川議員。

○2番（中川信幸君） 同僚議員の発言とちょっとダブるところもありますけども、ちょっと2点程聞きたいんですけど、まずこれ予定価格の何パーセントで落札したのか。それがまず1点と、これ何時もその車の購入となると同じ会社が落としているんですよね。これさつき4社に案内出して、1社が辞退して3社っていうんだけど、これ何かあるんでないですか。裏で。その辺ちょっとはつきり分かるだけ、分かる範囲でいいから教えてください。こんなバカげたことないしょ。普通。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） ちょっとあの落札率につきまして、今ちょっと手元に、申し訳ありません、とり揃えてないところがございますので、後程詳細の数字をお伝えしたいと思います。その2つ目の、指摘につきましては、町としましては、適切な事務執行に基づきまして、競争入札を実施してございすので、私ども担当課といたしましても、規則に基づいた手続を踏んでございまして、何ら問題ないことだと考えてございます。よろしく申し上げます。

○2番（中川信幸君） まあそれは事務担当の答弁で分かるんですけども、いわゆるね、色々な話を総合しますと、町民の話をね。何かこの業者でないと、全部の、例えばトヨタであろうがどこであろうが、全部この業者を通さないと入札に参加できないというようなね、そういうそのいわゆる話がね、町の中であるということは、そこら辺りもちちゃんと研究してるんですか町として。その点について答弁お願いします。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） ご案内のように入札の執行、見積もり合わせの執行につきましては、町に提出いただいている指名願の業者を指名するという形をとってございます。その中で車両の取り扱い、バスの取り扱いという項目に合致する物全てを指名させていただくということでもあります。先ほどご質問の中にございましたけれども、辞退される業者さんは、物品購入の場合についても、あるわけでありまして、辞退をされたときに、何故辞退をするのかということまでは確認をしてないのが実態でございまして、実際のところどういう理由の中で、納期が間に合わないのか、取り扱いを見送りたいのかということにつきましては、町としては確認をしてないということが実態であります。繰り返になりますけれども、通常メーカー、トヨタならトヨタ、日産なら日産、マツダならマツダ、静内にもディーラーはあるわけでありまして、指名願いに参加いただけるような書類の提出があればですね、当然それは、指名させていただくわけでありまして、現状は4社の指名願いの業者さんを指名させていただいているという状況でございまして。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○2番（中川信幸君） まあ副町長の説明は理解できるんですけども、例えばですよ、トヨタって静内に大きな代理店ありますね。トヨタ、まあさっき同僚議員が言っていたんですけど、まあ何社かありますよね。その販売店がね、このいわゆる今回入札参加して落札した会社を通さないと、あの入札に参加できないという話があるの知ってますか。それその辺どうなってるのか、だからそういうことが、やっぱりきちっと整理しなきゃダメですよって私は言ってるんですよ。答弁できるなら答弁してください。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 流通経路の中で、私どもは発注元ですから、入札を執行する者が、その流通経路の形態はおかしいですよというふうなことを指摘しながら入札を執行することがいいことなのかということについては、これは議員おっしゃるように、そこも含めて、研究調査しなければいけないと思いますけども、一般的に私どものルールといたしましては、繰り返しで申し訳ございません、財務規則に基づいて所定の金額以上のものについては、これは指名願を出していただいている業者さんを指名させていただいて指名競争入札をする。或いは、さもないと一般競争入札という形もある訳であります。色々な形の中で、公平な形の中で、公費の支出購入ができるような形というものを、考えていなければならないわけでありまして、今ご指摘の内容も含めて、そういう実態があるんだとすれば、町の入札形態について、もう一度検討し直すような部分が必要であれば

ですね、やらなければいけないと思いますけども、現状の中ではそこまで業者さんに対して、業界に対し物を申すという状況にはございませんので、その点ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（荒木正光君） 先ほど弁保留の件落札率。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。すいません。今答えさして答弁さしていただきますと、落札率につきましては、94.4%という率になってございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほか。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 入札に明らかな不正や、不正の疑ひがある場合、それに対して討論することは当然だと私は思ひますが、本入札にそのような疑ひがなく、公正に行われてる中で、ただ今の同僚議員のような発言は、公正な入札が行われていないと受け取られかねない発言であると憂慮いたします。このような発言があつたことに対して町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（鳴海修司君） 副町長が申し上げましたように、入札というのは現状において公平に公正にやつているというふうにも私も考えてございます。そういった面で、今議員から質問のあつたこのことにつきましては、ちょっと今の状態の中で町の考えとしてはずれてるなというふうには思ひます。ただ、町内でそういう話があつたという事は私も承知してございませぬし、今初めてなことでありますので、それを踏まえた中で副町長の言うように実態調査というのもしなければならぬ部分があるというふうにも、これまた行政の務めだと思つておりますので、それに向けて調査するべきものは調査するという考えかなというふうにも思つてございます。また、指名選考委員会の中に私は今までもこれからもずっと正規な形でやつていると思つておりますし、また、町内の業者を育成するためには、きちつとした町内業者を指名して、それによつて入札行為をしていくのも行政の務めだというふうにも考えてございます。それは育成というのも大事な町の置かれた1つの方法だというふうにも考えてございますので、ご理解いただきたいなというふうにも思ひます。

○議長（荒木正光君） ほかございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決を行います。

お図りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程17 報告第30号

○議長（荒木正光君） 日程第17、議案第30号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） 議案第30号、財産の取得について、次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由をご説明申し上げます。本議案に係る財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める予定価格が1000万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決を要する取得であり、議会の承認をいただいた後、同財産を取得しようとするものでございます。

議案書をご覧ください。1取得する財産及び数量です。(1)名称、マイクロバス。(2)数量、1台。(3)型式は、三菱ふそうトラック・バス株式会社製ローザ2RG-BG740G(BAJD)、幼児専用車架装です。(4)性能、3000CC。6速オートマティク4WD。(5)定員は、52人で、内訳は大人3人、幼児49人です。2取得の目的です。新型コロナウイルス感染症対策事業（新冠町立認定こども園通園バス）と記載させていただいています。詳細を申し上げます。認定こども園通園バスは、現在、54人乗りバスと22人乗りバスの2台の通園バスをもって運行してございます。いずれも総走行距離34万キロを超え、一部車両は老朽化による故障の発生が著しい状況にあります。この度、地方創生臨時交付金が新型コロナウイルス感染症対策として交付されることから、認定こども園通園バス利用者の感染防止を図り、かつ円滑な運行体系を築くために、購入することとしたものです。3取得金額は、1321万1千円です。4契約の相手方は、新冠郡新冠町字中央町5番地の28、株式会社伊藤商会、代表取締役伊藤健一です。

以上が議案第30号財産の取得に係る提案理由です。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） このバスは、先ほどのバスと同じ排気量であるに関わらず320万円ほど高い仕様となっておりますけれども、この違いは何でしょうか。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） 先ほどのバスと違う理由ということでございます。今回購入するバスなんですけども、幼児専用車。これに架装をしていただいた物を納品していただく形となります。一般的な通常のバスでしたら安全基準に基づきまして、席ですとか、そういった部分、チャイルドシートをつけなければいけないですとか、そういったこととなります。そういった事を防ぐため、幼児専用車両として、道路運送車両の保安基準に基づく架装ということで、幼児席ですとか、それと床を高くしているだとかそういったことが安全基準で必要となります。そういった架装部分が高くなっているものでございます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 大型バスですとエアサスで、幼児なんか乗り降りする場合は低くなると大変乗り降りが楽だと思うんですが、マイクロバスの場合はそういった仕様はないということですか。それともそういった仕様になってるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） 大型バスの場合、それからマイクロバスも同じだというふうに思います。要するに乗る時のステップはそれぞれ別につける形になるんですけども、座席というものを、幼児専用車ということで少し別につける形になるんですけども低くしたり、後床を上げたり座ってる時にですね、足がぶらつかないようにといったことが安全基準で定められておまして、そういった状態に架装をしていただくということでございます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 僕が聞きたいのは、エアーサスペンションですと、バス全体が下がってですね、乗り降りする時楽になるんですけども、今回のマイクロバスはそういう仕様ではないんでしょうかっていうこと。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 先ほども課長の方から申し上げましたけれど、ステップをつけているという形の中で、エアサス仕様でございません。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

中川議員。

○2番（中川信幸君） あのちょっと先ほどの議案の中で同僚議員が、その不正がどうこうって言ったけど、不正があったというような私は発言をしてないわけなんですよ。ただ、最後町長が答弁したように、町内の業者も育成しなきゃならんということは十分理解できます。ただ、そういうような状況の中でね、町内の他の2社3社が参加できない、あるいは仕入れできない状況になってるのではないかと。そのために、なかなかその従来ずっとこの同じような業者が車の購入したら入札に、入札っていうか落札っていうようなことで、そういったことで、もうちょっと町内業者を育成するんであれば、そういったこ

とも含めた中で検討していただきたいとそういうことで、その決して不正とかそういう思
いはないのでその辺は勘違いしないでほしいと思います。

○議長（荒木正光君） 答弁。山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 私どももご質問の趣旨がそういうふうなニアンスに受け取れる
ようなこともあろうかと思えますけども、私どもとしては、入札に対する疑念というより
は、むしろ指名願を町の方に出して頂く手続の中でそういった工夫だとか見直したとかと
いう部分のことで広く業者さんに、メーカーさんも含めて参加いただくような環境を
実現できないだろうかというようなご指摘趣旨で受け取っておりますので、指名願の応募、
あるいはその周知の段階においてですね、そういったことも含めて検討工夫もしてまいり
たいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決を行います。

お図りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって議案第30号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後12時56分

○議長（荒木正光君） 昼食前に引き続き会議を再開いたします。

なお、午前中に審議をいたしました議案第29号、財産の取得の質疑において中川議員
から発言の取り消しの申し出がありましたので、これを許します。

中川議員。

○2番（中川信幸君） 先ほどの議案29号の議論の中で、一部不適切な発言がありまし
たことをお詫びを申し上げ、すべて、議案第29号で私が発言したことについては、すべ
て取り消したいと思えます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（荒木正光君） 引き続き会議を再開いたします。

◎日程18 報告第31号

○議長（荒木正光君） 日程第18、議案第31号、令和4年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第31号、令和4年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

次ページをお開き願います。この度は1回目の補正となります。歳入歳出予算の補正。第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5293万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億9893万4千円にしようとするものです。

初めに地方債の補正がございますので5ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1変更です。起債の目的、過疎地域自立促進特別事業は、地域医療の確保など、仮想ソフト事業に充当しているもので、基本限度額が増額となったことから、限度額6710万円を補正後30万円増の6740万円に変更するものです。

次に、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、11ページをお開き願います。を思う。説明につきましては、主要事業に係る6月補正予算説明資料を用意し配布させて頂いておりますので、ここに掲載の事業につきましては、簡潔に行いますので、よろしくお取り計らい願います。また、正職員の人件費に係る補正についてですが、4月1日の人事異動に伴う各科目間の調整及び、期末手当支給月数の引下げと新規採用枠に応募がなかったことなどによる減額となっております。具体的には、当初予算計上127名に対して補正後120名の措置とし、7名分が減額となります。この7名の内訳は、応募が無かった新規採用分として牧野1名、こども園保育教諭2名の計3名。退職によるものが3名で、この内1名は育成公社へ派遣した再任用職員で、制度上、一旦退職のうえ派遣する取扱いとなり、かかる人件費は負担金に組み換えて措置いたします。残り1名は、簡易水道会計で措置した職員が令和3年度末で退職したため、一般会計からの異動で対応したことによるものです。これらの給料、職員手当、共済費、退職手当組合等負担金の人件費は、合計5231万1千円の減額となります。また、会計年度任用職員に係る人件費の補正は、当初予算計上57名に対して補正後60名の措置で3名の増、合計647万7千円が増額となります。なお、これら各科目における、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金の説明は省略させていただきますのでご了承願います。

それでは、説明に入ります。1款議会費、1項議会費、1目議会費30万2千円の追加は、人件費の調整によるもの。12ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2707万5千円の減は、人件費の調整によるもので、18節負担金補助及び交付金の職員派遣負担金252万6千円の増額は、育成公社へ派遣した再任用職員1名に係るもので、制度上一旦退職のうえ派遣する取扱いとなり、予算措置した給料等の人件

費を減額のうえ、人件費相当額の2分の1を負担金として拠出するものです。13ページに移ります。3目財産管理費30万円の追加は、新栄及び泉地区を跨ぐ町有地売買に伴う売却用地確定測量業務委託料です。5目企画費467万9千円の追加は、光ケーブル移設等手数料で、新型コロナウイルス対策分204万3千円の増額は、エリア拡大事業として当初予算で措置したのですが、設計変更により電柱新設が13本から19本に増加したこと及び、新規の事業所加入に係る引込幹線の増設に伴う増額で、全額コロナ対応臨時交付金を活用して実施するもの。詳細は説明資料1ページのとおりです。通常分263万6千円の増額は、芽呂地区道営農道整備事業及び道道新冠平取線防災工事に伴う光ケーブルの支障移転及び、高規格道路整備工事に伴う情報ボックス内光ケーブルの支障移転に伴う増額です。これに係る財政措置として、特別交付税により50%措置されます。9目財政調整基金費2779万8千円の追加は、歳入歳出差引余剰分を積み立てるものです。14ページに移ります。2項徴税費、1目税務総務費131万1千円の追加は、人件費の調整によるもの。15ページに移ります。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、197万4千円の追加は、人件費の調整によるもの。16ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1690万2千円の追加は人件費の調整のほか、3節職員手当等の時間外勤務手当のうち57万6千円、10節需用費10万円、11節役務費7万4千円、13節使用料及び賃借料5万円の合計80万円の増額は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業に係る事務費として計上。18節負担金補助及び交付金1128万3千円の増。町社会福祉協議会補助金32万1千円の減額は、社会福祉協議会職員の期末手当について、町職員に準じて支給月数引下げにより精査したもの。新冠町社会福祉振興補助金20万4千円の増額は、町民が購入する福祉介護車両1台に対するもので、補助対象経費とする福祉仕様部分の2分の1、30万円を上限に補助するもの。詳細は説明資料3ページのとおりです。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1140万円の増額は、1世帯当たり10万円支給の114世帯分を計上。詳細は説明資料2ページのとおりです。17ページに移ります。2目老人福祉費168万2千円の減。12節委託料33万3千円の減額。移送サービス事業委託料9万1千円及び高齢者等生活援助事業委託料24万2千円の減額は、いずれも社会福祉協議会職員の期末手当について、町職員に準じて支給月数引下げにより精査したもの。18節負担金補助及び交付金182万2千円の増。日高地区老人クラブ連合会負担金3万7千円の減額は、日高管内老人芸能発表会が新型コロナの影響により中止となったことによるもの。移送サービス車両購入補助金185万9千円の増額は、老朽化した車両1台を更新するもので、事業の委託先である社会福祉協議会において共同募金会へ補助金申請したところ、今般補助金が決定となったことから購入にかかる自己負担分を補助するもので、町補助金の2分の1は北海道の地域づくり総合交付金を見込んでおり、詳細は説明資料4ページのとおりです。27節繰出金317万1千円の減額は、介護サービス特別会計事業勘定予算で説明いたします。4目地域包括支援センター費262万1千円の減は、人件費の調整のほか、12節委託料11万4千円の

減額は、生活支援体制整備事業委託料で、社会福祉協議会職員に係る期末手当について、町職員に準じて支給月数引下げにより精査したもの。5目老人福祉施設費44万1千円の追加は、特殊建築物等定期報告調査業務委託料で、高齢者共同生活施設を対象とする3年に一度の法定調査に係るもので、調査の資格を有する建築技術職員の退職に伴い業者発注により対応するものです。なお、以降の科目においても同様の補正が複数ありますが、補正理由は同じですので説明は省略させていただきますことをご了承願います。7目生活館費6万円の減は、人件費の調整によるもの。18ページに移ります。2項児童福祉費、1目、児童措置費574万2千円の追加。3節職員手当等から13節使用料及び賃借料までの合計800千円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付事業に係る事務費として計上。18節負担金補助及び交付金100万円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金で1人当たり5万円支給の20名分を計上。詳細は説明資料5ページのとおりです。22節償還金利子及び割引料394万2千円の増額は、過年度分、子育て世帯への臨時特別給付金返還金86万9千円及び、過年度分、子育て世帯生活支援特別給付金返還金307万3千円で、いずれも事業完了による執行残を返還するもの。19ページに移ります。2目児童福祉施設費249万2千円の減は、人件費の調整のほか、22節償還金利子及び割引料6万5千円の増額は、過年度分、子ども・子育て支援交付金返還金で事業完了による執行残を返還するもの。20ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費58万5千円の減は、人件費の調整によるもの。2目予防費1182万2千円の追加。1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、全て新型コロナワクチン4回目の接種に係る増額で、詳細は説明資料6ページのとおりです。21ページに移ります。3目環境衛生費140万1千円の追加は、人件費の調整のほか、18節負担金補助及び交付金150万円の増額は、危険空家等除却補助金で新たに3件分を追加するもので、詳細は説明資料7ページのとおりです。4目診療所費、補正額はありますが、過疎債ソフト事業分が30万円増額となったことから、補正額の財源内訳において、地方債に30万円追加し一般財源から同額を減額するものです。3項水道費、2目簡易水道費73万2千円の追加は、27節繰出金で簡易水道事業特別会計で説明いたします。22ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費29万3千円の減、2目農業総務費60万3千円の減、3目農業振興費14万8千円の減は、いずれも人件費の調整によるもの。23ページに移ります。5目牧野管理費247万7千円の減は、人件費の調整によるもの。24ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費9万4千円の減は、人件費の調整によるもの。3項、水産業費、1目、水産業振興費401万5千円の追加は、人件費の調整のほか。18節負担金補助及び交付金467万2千円の増額は、水産多面的機能発揮対策事業負担金で、赤潮対策緊急支援事業として実施する漁場環境調査事業に対して、国が70%、道と町がそれぞれ15%を負担するもの。詳細は説明資料8ページのとおりです。25ページに移ります。6款商工費、1項商工費、2目観光費492万千円の追加は、人件費の調整のほか。12節委託料639万3千円の増額で、新冠温泉施設指定管理料524万9千円

の増額は、本年4月1日から新たにホテル&リゾート株式会社と年額3,278万円で指定管理に係る協定を締結したところです。当初予算は、例年同様、精算払いとなる温泉入浴部門の赤字補填分を除き、温泉井戸プラント維持費及びシャトルバス運行経費分として2,553万1千円を措置しており、当初予算と新たな指定管理料の差額は、7,24万9千円となりますが、町が株式会社新冠ヒルズから買い取ったベッド109台をホテル&リゾートへ有償貸付し、5年間に亘り指定管理料から控除する分が100万円と、後ほど備品購入費で説明いたします、O P Sシステムの有償貸付分100万円の合計200万円を本年度の指定管理料から控除するため、予算不足となる5,24万9千円を増額するものです。詳細は説明資料9ページのとおりです。特殊建築物等定期報告調査業務委託料59万4千円の増額は、温泉施設を対象とするもの。新冠町観光振興協力委託料55万円増額は、教育委員会社会教育課が所管するプラスワン・セミナーの講師となるカーリング女子チームロコ・ソラーレの皆さんに、当町の観光に関する情報発信等をお願いするもので、詳細は説明資料10ページのとおりです。14節工事請負費104万5千円の増額は、乗馬クラブの屋内覆馬場騎乗姿見鏡設置工事費で、当初、経費の圧縮を図るべく節婦の旧施設からの移設再利用を検討しておりましたが、老朽化や破損などの状況により再利用は困難との結論から新たに設置するものです。詳細は説明資料11ページのとおりです。17節備品購入費220万円の増額は、株式会社新冠ヒルズが所有する施設内買物等一括精算に係るO P Sシステムを町が一旦買い取り、ホテル&リゾートへ有償貸付することとし、年額100万円で2年間、指定管理料から控除する取扱いにより新冠ヒルズの清算及び、ホテル&リゾートへの移行の円滑化を促進するものです。18節負担金補助及び交付金460万円の増額。にいかっふるさと祭り事業補助金の500万円の減額は、新型コロナの影響により祭りの開催を中止としたことによるもの。新冠温泉指定管理精算負担金960万円の増額は、株式会社新冠ヒルズに対し、過年度の指定管理業務であるシャトルバス運行経費及び合併処理浄化槽保守点検業務委託料相当額を支出するもの。26ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費1133万円の追加は、J R北海道からの補償金で実施する町内6カ所の踏切撤去工事に係るものです。詳細は説明資料12ページのとおりです。3目道路新設改良費623万2千円の追加は、人件費の調整によるもの。27ページに移ります。3項住宅費、1目住宅管理費577万5千円の減は、人件費の調整のほか、12節委託料42万円の増額は、特殊建築物等定期報告調査業務委託料で東栄団地4棟を対象とするもの。2目住宅建設費515万3千円の減は、人件費の調整のほか、12節委託料125万6千円の増額は、ひがつら団地2棟4戸を対象とする公営住宅外部改修耐力度調査業務委託料で、国の補助事業により実施する築30年を超える木造公営住宅の改修に際し調査が義務化されているもので、調査の資格を有する建築技術職員の退職に伴い業者発注により対応するもの。詳細は説明資料13ページのとおりです。28ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費1万8千円の追加は、27節繰出金で下水道事業特別会計で説明いたします。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費36万3

千円の追加は、日高中部消防組合本部経費負担金で、本部職員の異動に伴う被服及び装備品の更新に係るものです。29ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費500万8千円の追加は、人件費の調整によるもの。30ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費21万8千円の追加は、人件費の調整のほか。10節、需用費5万円の増額は、室蘭地区トラック協会日高中部支部から交通安全に役立ててと寄附金を頂いたことから、趣旨に沿った交通安全啓発用品等を購入するもの。詳細は説明資料14ページのとおりです。31ページに移ります。3項、中学校費、1目学校管理費7万9千円の減は、人件費の調整のほか。12節、委託料32万9千円の増額は特殊建築物等定期報告調査業務委託料で新冠中学校を対象とするもの。32ページに移ります。4項認定こども園費、1目認定こども園費177万3千円の追加は、人件費の調整によるもの。33ページに移ります。5項社会教育費、1目社会教育総務費626万円の減は、人件費の調整によるもの。2目レ・コード館事業推進費81万4千円の追加は、特殊建築物等定期報告調査業務委託料でレ・コード館を対象とするもの。3目図書費12万4千円の減は、人件費の調整によるもの。34ページに移ります。4目青少年育成費16万7千円の減は、人件費の調整によるもの。6目青年の家費41万7千円の追加は、人件費の調整のほか。12節委託料46万8千円の増額は、特殊建築物等定期報告調査業務委託料で青年の家を対象とするもの。7目町民センター費42万4千円の追加は、特殊建築物等定期報告調査業務委託料で町民センターを対象とするもの。35ページに移ります。6項保健体育費、1目保健体育総務費31万4千円の減は、人件費の調整によるもの。7項学校給食費、1目学校給食費補正額はありますが、補正額の財源内訳において、にいかっふるさと祭り事業補助金に充当していた、ふるさとづくり基金繰入金を事業中止に伴い学校給食費に財源の充当先を変更したことにより、特定財源のその他財源に350万千円を追加し、一般財源から同額を減額するものです。

次に、歳入について、説明いたしますので、8ページをお開き下さい。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金836万1千円の追加は、歳出で計上した新型コロナウイルスワクチン4回目の接種委託料と同額を計上。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金326万3千円の追加は、歳出で計上したプラスワンセミナー、観光振興協力事業、東泊津地区光ケーブル増設事業の3事業に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するもの。2目民生費国庫補助金2411万円の追加。1節社会福祉費国庫補助金2211万円の増。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金960万円及び、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金31万円の増額は、令和3年度の給付事業で本年2月2日以降に支出する給付費及び事務費に対するもので、去る5月16日招集の第3回臨時会において、令和3年度補正予算として同額を減額したもので、改めて令和4年度予算で受けるもの。令和4年度分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金1140万円及び、令和4年度分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金80万円の増額は、歳出計上額と同額を計上。2節児童福祉費国庫補

助金200万円の増。子育て世帯への臨時特別給付金補助金20万円の増額は、令和3年度分給付金のうち本年4月に支出となった分を令和4年度予算で受けるもの。子育て世帯生活支援特別給付金補助金100万円及び、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金80万円の増額は、歳出計上額と同額を計上。3目衛生費国庫補助金346万1千円の追加は、歳出で計上した新型コロナワクチン4回目接種に係る予算のうち、接種委託料を除いた分について計上。4目土木費国庫補助金56万4千円の追加は、ひがつら団地改修に伴う耐力度調査実施に対する交付金で補助率45%となっております。9ページに移ります。15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金92万9千円の追加は、社会福祉協議会が購入する移送サービス車両について、共同募金会の補助金を控除した額の2分の1が交付されるもの。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入110万円の追加は、株式会社新冠ヒルズから取得した温泉社員寮の賃貸料収入で、新たな指定管理者のホテル&リゾート株式会社へ月額11万円で6月から貸し出すもの。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金5万円の追加は、室蘭地区トラック協会日高中部支部から学校における交通安全の推進に役立ててと指定寄附があったもので、歳出計上額と同額を計上。10ページに移ります。20款諸収入、4項雑入、5目雑入1091万円の追加は、歳出で計上した町内6箇所の踏切撤去工事に係るJRからの補償金。5項受託事業収入、1目受託事業収入11万4千円の減額は、歳出で計上した生活支援体制整備事業委託料の減額により同額を減額するもの。21款町債、1項町債、1目総務債30万円の追加は、5ページ地方債の補正で説明のとおり基本限度額の増額によるもの。

以上が議案第31号、令和4年度新冠町一般会計補正予算の提案理由です。ご審議を賜わり、提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程19 報告第32号及び日程20 報告第33号

○議長（荒木正光君） 日程第19、議案第32号、令和4年度新冠町簡易水道事業別会計補正予算、日程第20、案第33号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を一括議題といたします。

案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第32号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算この度は、第1回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6068万1千円にしようとするものです。

事項別明細書、歳出より説明申し上げますので、6ページをお開きください。3歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費73万2千円の追加。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金の追加は、令和3年度末で職員が退職したため、一般会計からの人事異動で対応したことによる人件費の調整です。

次に、歳入について、説明いたしますので、5ページをお開き下さい。2歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金73万2千円の追加。歳入歳出精査に伴う不足額を財源調整分として一般会計から繰り入れるものです。

以上議案第32号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

ひきつづき、議案第33号の提案理由を申し上げますのでお開き願います。

議案第33号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

1ページをお開き下さい。令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算。この度は、第1回目の補正になります。歳入歳出予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億111万3千円にしようとするものです。

事項別明細書、歳出より説明いたしますので、6ページをお開き願います。3歳出、1款下水道費、1項下水道費、1目一般管理費1万8千円の追加。3節職員手当等4万7千円の追加、4節共済費2万9千円の減は、期末手当支給月数の引下げ及び昇任に伴う人件費の調整によるものです。次に、歳入について、説明いたしますので、5ページをお開き下さい。2歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1万8千円の追加。歳入、歳出精査に伴う不足額を財源調整分として一般会計から繰り入れるものです。

以上議案第33号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。
○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程21 報告第34号

○議長（荒木正光君） 日程第21、議案第34号、令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第34号、令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。この度は1回目の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億とび465万6千円としようとするものです。

事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開きください。3歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費288万3千円の減額。2節、給料15万3千円の追加は、昇給、昇格による一般職職員給料の増額。3節職員手当等292万5千円の減額及び4節共済費74万6千円の減額は人事院勧告に基づく期末手当の減額等、人件費の調整。12節委託料63万4千円の追加は、特殊建築物定期報告調査にかかる業務委託料で、法律で実施が義務付けられていますが、建築技師の退職に伴い業務を委託するもの。18節負担金補助及び交付金1千円の追加は、職員退職手当組合負担金の調整によるもの。次に7ページをお開き下さい。2目短期入所生活介護事業費28万6千円の減額、3節職員手当等23万5千円の減額及び4節共済費5万1千円の減額は、人事院勧告に基づく期末手当の減額等人件費の調整。

次に、歳入についてご説明申し上げますので5ページをお開きください。2歳入、2款繰入金、1項1目1節いずれも一般会計繰入金で、317万1千円の減額は、歳入の財源調整分として繰り入れている一般会計からの繰入金を繰り戻すもの。4款諸収入、1項1目1節いずれも雑入で2千円の追加は、パートタイム会計年度任用職員にかかる雇用保険個人負担金の調整。

以上が議案第34号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程22 報告第35号

○議長（荒木正光君） 日程第22、議案第35号、令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 議案第35号、令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

議案の1ページをご覧下さい。今回は第1回目の補正になります。第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ64万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5015万4千円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書、歳出より説明いたしますので6ページをお開きください。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費472万6千円の追加。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金は、診療所事務職員の人事異動及び期末手当等の削減による人件費の補正。12節委託料241万7千円の追加。はじめに、特殊

建築物等定期報告調査業務委託料 5 万 8 千円の追加は、診療所施設を対象とする 3 年に一度の法定調査に係るもので、調査の資格を有する建築技術職員の退職に伴い、業者発注により対応するための予算であります。次に新冠町立国民健康保険診療所改築計画発注者支援業務委託料 1 万 8 千 5 百 9 千円の追加は、町の一級建築士の資格を有する職員の退職に伴い、本年度において策定する診療所移転改築基本計画の技術的関与と基本設計の発注に向けた技術的助言、資料作成補助など、専門的知識を有する業者に委託をするための予算であります。7 ページに移りますので、次のページをお開き願います。2 款 1 項 1 目ともに医業費、4 万 8 千 2 百円の減額。2 節給料から 1 節負担金補助及び交付金まで、事務職員を除く医療職員の家族構成変更等に伴う諸手当の予算補正及び期末手当の削減による人件費の補正などであります。

次に歳入の説明をいたしますので 5 ページをお開き下さい。5 款 1 項 1 目ともに繰越金、6 万 4 千 4 百円の追加。歳出事業費の増加に伴い前年度繰越金予定額のうち、6 万 4 千円を追加補正し財源化するものであります。

以上が議案第 3 5 号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了。

○4 番（芳住革二君） 動議（挙手）

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○4 番（芳住革二君） 令和 4 年度新冠町補正予算を審議する前に、中川議員から議案第 2 9 号の取り消しについて発言がありました。このことについて、許可するしないは、あ、発言の許可は得たわけですけども、これに関連する質問が行政側含めて、議会議員も含めてあるわけです。このことについて、3 0 号もこれに関連してくるわけですから、緊急に議会運営委員会を開いて、このことについて対処すべきだと思います。

○議長（荒木正光君） ただいま芳住議員から動機がありましたけども、賛成者がございますか。

但野議員。

○5 番（但野裕之君） 今、芳住議員説明ありましたが、議案第 2 9 号において中川議員が発言取り消しがありました。その議案第 2 9 号のなかで同僚議員の氏家議員がそれに関連する質問をし町も答弁しております。同じように関連するということから、やっぱりその部分も削除すべき事案かなと考えますことによって、この緊急動議に賛成いたします。

○議長（荒木正光君） ただいま芳住議員から動議がございまして、賛成議員があるんで動議は成立いたしました。

暫時休憩をいたします。再開は後ほど連絡いたします。

議会運営委員の委員の方は委員会室に集合をお願いいたします。

休憩 午後 1 時 3 7 分

再開 午後 2 時 1 2 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど芳住議員から、動議がありました件について、議会運営委員会を開催いたしました。この後、議事録精査のため 2 4 日開会時に報告をさせていただきます。

以上、議会運営委員会の開催結果を報告させていただきました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労様でございました。

（午後 2 時 1 3 分 散会）